

論文題目 近世幕藩領主と織物統制 —領主権力の特質について—

藤原正克

本研究は、日本近世幕藩領主権力の特質について論じようとするものである。具体的には、徳川幕府が、法令を通じて統制する織物（絹・紬・木綿など）の寸法と、市場で売買される際の取引上の乖離実態をみたうえで、幕府の法令による寸法統制のあり方と変遷の歴史的意义を考察する。信濃国松代藩領の木綿政策では、各種政策評議過程を明らかにするとともに、政策に対する領内の反応（民意）や他藩領との相克の諸相を論じる。なお、新政策策定では、奉行衆同士で評議し合議した結果を家老が承認するという形式をとる場合が多々あることを指摘する。これらの検討を通じて、近世幕藩制社会の織物・産物統制の諸局面における領主権力の多様なあり方を考察する。

一 問題意識・課題

1 織物の寸法統制に関する法令

徳川幕府は、近世前期において、織物の寸法統制に関する法令（以下「織物寸法統制令」）を公布して、流通する絹・紬・木綿など織物の丈尺幅を統制しようとした。各種幕府法令集（官撰・私撰）から織物寸法統制令をみようとした場合、それが全国令か否かなど史料批判が不可欠であると考えられる。そのうえで、織物寸法統制令が布達された各大名は、それをどのように領域内に順守させようとしたのか、その実態を明らかにしていく必要がある。

一方、織物寸法統制令は、一七世紀中期以降になると、前述の各種幕府法令集にその記載がみられなくなる。そのような時代背景のなか、一八世紀中頃の武蔵国・上野国の絹市における売主と買主の織物の丈尺幅をめぐる売買の様相から織物寸法統制令が示す歴史的な意味を考察する。

2 松代藩領主真田家の木綿政策

本研究における問題意識として、領政機構内部の誰と誰が、どのように評議して政策を策定し施行していくのか、天保期の産物会所政策における木綿に関する先行研究が皆無である状況からいかに前進させるか、大庄屋制（中間支配機構）をとっていないことが、評議の仕方や政策施行のあり方をどのように規定するのか、近隣接藩領・寺領との関係をどう捉えるのかなどがある。これらの諸点に留意しつつ、文政一二年（一八二九）の木綿鑑札制度導入の立案から成立までの構造、天保五年の産物会所木綿改所開設に至る経緯と運営状況、同改所の機構と藩領役人の職務・政策評議の構造、同改所への荷品の集荷と売捌の諸相、松代藩領と他領との関係などを論じる。

二 本研究の構成

本研究は、序章・終章を除く第Ⅰ部・第Ⅱ部および補論の全八章の論文で構成している。

序章

はじめに

- 一 先行研究
- 二 研究方法
- 三 資史料
- 四 本研究の構成

第Ⅰ部 幕府法令と織物の統制

第一章 「武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願」に関する一考察

—織物の寸法統制に関する法令について—

はじめに

- 一 絹市における売買の実態
—寛延二年（一七四九）の丈尺幅改会所設立願を事例に—
- 二 武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願
- 三 都市呉服問屋・在地仲買人の対応
- 四 村落の対応—武州忍藩秩父領を中心に—
- 五 結果と考察

おわりに

第二章 徳川幕府前期の織物寸法統制について—法令と順守の状況—

はじめに

- 一 織物寸法統制令
- 二 織物寸法統制令と各藩領の対応
- 三 寛文五年の定について

おわりに

第Ⅱ部 近世後期の信濃国松代藩領の産物統制—木綿を中心に—

第Ⅱ部 序言

第三章 文政期の木綿鑑札制度成立の構造—領政機構の評議過程を中心に—

はじめに

- 一 松代藩領概要
- 二 木綿の時代的変遷
- 三 文政一二年の木綿政策—立案・成立・施行に至る評議過程—

おわりに

第四章 天保期の木綿改所開設と運営

はじめに

- 一 松代藩領の木綿政策

二 木綿改所の開設とその機能

三 木綿改所の運営

四 改所見合わせ

おわりに

第五章 木綿改所の機構と機能—政策の上意下達をめぐって—

はじめに

一 史料の概要

二 産物会所

三 政策の上意下達—改所見合わせ申渡しを事例に—

おわりに

第六章 木綿改所の集荷と売捌

はじめに

一 木綿改所開設以前

二 集荷

三 売捌

おわりに

補論 大名家と朱印寺領

第七章 近世の真田家と善光寺領—善光寺領町人・百姓の仕置をめぐって—

はじめに

一 真田家と善光寺領

二 善光寺領町人・百姓の「仕置」

三 天保の飢饉と真田家

おわりに

第八章 天保期の真田家と善光寺領—善光寺難渋願一件を中心に—

はじめに

一 先行研究の問題点

二 善光寺領の動向

三 真田家の動向

おわりに

終章

一 本研究の成果

二 近世後期の産物会所から幕末期の産物会所再編への接続

三 本研究の要旨

序章

研究対象、研究目的・問題意識、先行研究、研究方法、資史料の説明等をおこなう。

第I部 幕府法令と織物の統制

徳川幕府が近世前期に公布した織物寸法統制令の内容と諸大名の領内での順守の状況を見る。

第一章 「武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願」に関する一考察

—織物の寸法統制に関する法令について—

寛延二年（一七四九）、武蔵国秩父郡大宮郷の名主が出した「丈尺幅改会所設立願」を事例に、絹市における売買の実態から幕府法令の順守状況を見る。買主は、規定の寸法よりも短尺品については尺引きの慣習で値引きして買付けた。つぎに、上州の名主三人が出した天明元年（一七八一）の「武州上州反物糸真綿反数貫目改所設立願」を検討した。幕府はこの願を三年に限り公許するが、反対一揆が起り、すぐに取り消しに追い込まれた。ここから、近世前期に公布された幕府法令は、近世中後期以降有名無実化していくことを指摘する。

第二章 徳川幕府前期の織物寸法統制について—法令と順守の状況—

近世～明治初期にかけて多くの官撰・私撰の法令集が編纂されたが、はじめに、織物寸法統制令について史料批判を行ない実際に公布されたものを確定したうえで、いくつかの大名領を対象に、幕府からの伝達と順守の状況を見ていく。あわせて、近世後期に刊行された時代考証においてみられる寛文五年令とはどのようなものかについても考察する。

第II部 近世後期の信濃国松代藩領の産物統制—木綿を中心に—

第II部各章に通底するのは、政策立案にかかる領政機構内部の評議過程を、藩領役人相互の問題意識や見解に留意して見ていくことである。そこから産物統制における領主権力のあり方とそれを規定する要因を考える。

第II部 序言

信濃国および松代藩領の木綿作・流通を概観する。

第三章 文政期の木綿鑑札制度成立の構造—領政機構の評議過程を中心に—

文政一二年（一八二九）、領政機構は木綿鑑札制度導入を評議し成立させる。この一連の評議過程を「人」に注目し、藩領役人個々の意見・対応策の異同などをみる。新政策の立案など高度な課題の場合、複数の上位かつ同位（奉行）職の合議する水平型意思決定を家老が承認するという構造をとることが多々あることを示す。さらに文政一二年は、領主権力がはじめて主導権をとって木綿の統制に関与したひとつの画期であったことを指摘する。

第四章 天保期の木綿改所開設と運営

松代藩領では、一八世紀中頃には木綿が盛んに栽培されるようになったとされるが、木綿に関する先行研究は皆無である。そこで、産物会所の木綿部門の統制を担う組織として木綿改所を取り上げる。天保五年の同改所開設経緯から、業務見合わせまでの約一年間の領政機構の内部状況を通覧する。この政策は、領内木綿商いの隆盛と藩領財政改善の二兎を追うものであった。業務見合わせの原因は、主として自由度を抑制された在

方の差支難渋という民意に起因したことをみていく。

第五章 木綿改所の機構と機能—政策の上意下達をめぐって—

産物会所木綿改所を再論して、その機構と機能の詳細を明らかにする。紬の先行研究が積み残した諸事項、具体的には、産物会所の開設年月日・所在地も検討する。ついで、業務見合わせ方針の領政機構内部における上意下達の様相と顛末を検討し、身分制社会における領主権力の威信維持について考察する。

第六章 木綿改所の集荷と売捌

木綿改所開設により影響を受けた領外商人の葛藤を検討し再考する。鑑札不所持の善光寺商人は城下松代一カ所に設けられた木綿改所に出向いて、かつ口銭を負担して仕入れなければならなくなった。上田表の商人は供給を遮断された。この事態に遭遇した両者は困惑し、善光寺町人は江戸表へ出訴し、上田表の商人は買付けに現われなかった。やがて、善光寺商人に対しては寺領役人を通じて願い出れば鑑札を下付すると政策転換する。なぜ、領主権力は弛緩を余儀なくされるのか、全面的後退ではなく、部分的譲歩に押しとどめようと腐心する様相等をみていく。

補論 大名家と朱印寺領

ここでは真田家と、所領が隣接する善光寺領を取り上げて両者の関係を考察する。

第七章 近世の真田家と善光寺領—善光寺領町人・百姓の仕置をめぐって—

三代真田幸道の天和二年（一六八二）、門跡から、善光寺領町人・百姓の仕置御頼書が届く。真田家にとって「善光寺領」とはどのような性質の隣接他領なのか。朱印寺領は仕置においてどのような規定性を有するのか、幕藩体制下の真田家は、善光寺領町人・百姓の仕置をする場合、自分仕置権を自在に行使できるのか、それを規定する要因はなにかなどをみる。つぎに、天保の飢饉により食糧難で困窮する善光寺領に対し、真田家は御頼書の観念をもって救米を言い渡す局面をみる。それは、自領民を気遣ったうえでの観念であることを明らかにする。天和期の観念が継承されていることから、これが真田家の歴史的的特性であることを指摘する。

第八章 天保期の真田家と善光寺領—善光寺難渋願一件を中心に—

本章では、第四章で検討した木綿改所開設後まもなく、善光寺町人ら（庄屋・店借ら小前層から成る集団）が松代藩領他を相手方として出訴した難渋願一件から、真田家・善光寺領の関係を考える。

終章

本研究の成果を総括する。

四 本研究の成果と今後の課題

1 得られた成果

本研究における一つ目の課題は、在方市での絹織物取引実態の明確化であった。

近世社会の織物売買をめぐる幕藩領主・売主（生産農家）・買主（都市呉服問屋・在地仲

買人) 三者のせめぎ合いの実態には、「織物寸法統制令」・「短尺品」・「尺引きの慣習」(短尺に応じて値引き)というキーワードがあった。衣服で身分を可視化する世界に身を置く幕藩領主や富裕層は、規定された丈尺幅の織物を要求し、幕府は「織物寸法統制令」を公布した。供給を託された都市呉服問屋は、市において規定にそった織物を買付けるよう在地仲買人に指示した。一方、生産農家は、貢租金納社会で自らの再生産を維持して生き抜くため、市日の前夜までに織出した丈尺幅の織物、つまり「短尺品」を出品した。それは、短尺品の需給という社会の実情を熟知したうえでの行動であった。このような売主に対し買主は「尺引きの慣習」で対抗した。都市呉服問屋は買付けを代行する在地仲買人を通じて規定順守を再三要求するが、この買主と売主の相克は嘉永期においても継続していた。この間、天明期には西上州で一揆が発生するなど、商品生産における自由化を求める強い民意は、近世前期に公布された幕府の織物寸法統制令でさえも有名無実化したことを論じた。なお、寛延二年および天明元年の改所設立願では、前者は売主から、後者は買主から口銭を徴収して領主に一定額を上納するというものであった。品質管理のためには改所設立は有効な手段であるが、いずれも口銭負担側からの反対にあっている。この点は、第Ⅱ部の松代藩領の木綿政策においても学ぶべき点を示唆している。

織物寸法統制令を論じた先行研究では、いずれも『徳川禁令考』に記載された法文をそのまま引用しているため、本研究では、二つ目の課題として、近世における多くの官撰・私撰の法令集から織物寸法統制令を取出して、史料批判を行ない、実際に公布されたものを確定する作業をおこなった。その結果、寛文四年令が幕府側、藩領側、町触にその存在が認められたことから全国令であると確定した。絹の場合、金沢藩領や会津藩領で順守の強い意図がみられた。木綿の場合、浜松藩領では、時間の経過とともに統制の乱れが現れていたことを明らかにした。つぎに、巷間で流布している寛文五年令を年代記・編纂物・考証的随筆などから精査した。その結果、寛文四年令が、民間の製織や衣服の需要にも合わせた丈尺幅に読み替えられたものと推測した。

三つ目の課題は、領政機構内部の「人」への注目であり、文政期、松代藩領が導入した木綿鑑札制度を取り上げて論じた。この政策立案過程において、藩領役人の一人は、制度導入にあたり、あらかじめ在方の感触を確かめるべきと細やかな気遣いをみせた。これを中間支配機構を持たない藩領役人による行政の一側面と理解した。文政一二年の鑑札制度は、領政機構が領内木綿商いに対して初めて積極的に主導権をとったひとつの画期であることを指摘した。なお、新政策の策定など、高度な評議を要する案件では、複数の上位かつ同位(奉行)職が政策を合議するという水平型の意味決定を家老が承認するという構造であったことを指摘した。

天保五年九月、領政機構は、産物会所内組織として木綿改所を開設した。この政策の重要な点は、鑑札制度の徹底維持による荷品の木綿改所への独占的集荷と改料徴収、品質改による売捌促進と売買口銭(市場取引口銭)収入であった。つまり、従来から抱えていた商い衰微の問題点解消と手数料徴収による藩領財政への寄与の両立を狙ったことである。しかし、

翌天保六年七月に業務見合わせを決めた。一年未満での政策転換は、当初の二兎を追った政策は両立しえなかったことを示し、そこには、自由な商品作物生産を求める強い民意があったことを明らかにした。

本研究では、四つ目の課題として、産物会所に関し、七〇年近く経過しても未だに不分明となっている設立年月日他の諸点の解明に取り組むとともに、木綿改所を再論して、組織・陣容・基本方針・指揮命令系統と意思決定のあり方などの諸事項を史料から明らかにした。

さらに、産物統制策を上意下達するにあたり、指揮命令系統に齟齬が生じた場合の信賞必罰の様相を木綿改所の業務見合わせという局面を通して検討した。この上意下達は厳命であるという領主権力の威信維持のあり方をみた。

木綿改所の開設にともない、領政機構は、これまでの取引先である善光寺商人や、宝暦期以来の上田表の商人を除外し、松本町や小諸町商人を新たな取引先として起用した。この方針転換は、上田表や善光寺商人とのこれまでの様々な確執を清算し、かつ、それに見合う売捌力を維持しつつ、藩領財政への寄与も期待するという政策であったと考察した。除外となった上田表からは買付けに現れず、善光寺町人は、江戸表へ出訴した。そして、後者と内済に向かう過程で、領政機構は方針転換して善光寺商人に鑑札下付を決めたが、その際、部分的譲歩に押しとどめようと腐心する様相を垣間見た。

本研究では、五つ目の課題として、藩領研究の対象を広域的に俯瞰するという意図から、近世の大家家として真田家を、朱印寺領として善光寺領を対象に、その両者の関係を考察した。天和期に門跡から、真田家に、善光寺領町人・百姓の仕置御頼書が届いたことから、善光寺領は、政教支配が重層していたところに、真田家の仕置権が複層する寺領であると考察した。文化年間、寺領で穀騒動が発生するが、仏事勤行の寺領内では、重罰が予想される容疑者は裁き難いという規定性があること、真田家がこれを補完して仕置していたことを確認した。その際、真田家は、国許と江戸留守居とが緊密に連携しつつ幕府の意向を伺いながら「支配所善光寺領」町人・百姓の仕置を行うという幕藩体制下の大家家権力のあり方をみた。

一方、天保の飢饉に際し、穀不足で難渋する善光寺領に対し、八代真田幸貫は、天和期の御頼書の観念をもってさらなる救米を施すことを告げた。その際、寺領民のみならず自領民も同席させて、天和期の御頼書を読み聞かせ諒承させる気遣いをみせた。本章では、これを八代真田幸貫の支配所善光寺領に対する領主権力のあり方とみた。従来の研究では、幕藩権力の寺社支配とは、支配側から被支配側への一方通行的な抑圧ともいえるような認識がみられた。しかし、本章でみた真田家の天和期の由緒に基づく「支配所善光寺領」とは、朱印寺領がかかえる本質的な規定性や寺領領主の領民統治能力を補完するものであった。大家家権力の寺社支配に対する新たな論点といえよう。なお、天和期の御頼書の観念が、天保期にまで受継がれて順守されていることから、これが真田家の有する歴史的特性のひとつであることを指摘した。

善光寺難渋願一件では、先行研究がこの一件を、訴訟人側からしかみていないことから、

相手方（松代藩領）の実情をも加味して全容把握に努めた。その結果、訴願点のひとつである松代藩領町人の木綿買占めは事実と異なることを明らかにした。しかし、済口証文と、その後の藩領役人からの申渡しでは、木綿改所は見合わせから停止と訴訟人有利の結果となっている。自治体史は、これを「松代様御沙汰にて御憐憫の沙汰」（『長野市誌 第四巻 歴史編 近世三』六四八頁）と表現しているが、今回、これを真田家側の史料で実証することができず、今後の課題とした。

2 近世後期の産物会所から幕末期の産物会所再編への接続

木綿改所（一年未満）という政策をどう評価するか、松代藩領の化政期～天保期の産物政策のなかにどう位置付けるかを考察した。まずは、官製問屋たる木綿改所の目指したことは、荷品の独占的集荷と改料徴収、品質管理による売捌促進および売買口銭（市場取引口銭）収入による藩領財政への寄与であった。二兎を追えなかったのは、集荷では、村々生産者や在方商人に課した距離的不便さと改料という二重の負担が大きな問題であった。領内木綿商いの回復による領民の生活向上をも企図したにもかかわらず、民意の前に政策意図は軌道修正を余儀なくされた。つぎに、売捌であるが、従来からの売捌先であった善光寺町と上田表を意図的に退けたことにより、新たな確執をも招くこととなった。

松代藩領の各種産物統制策は、化政期～天保期に集中している。本研究で対象とした木綿政策は、領主権力が文政一二年になって本格的に介入し、天保五年九月の木綿改所開設に接続したものの、翌六年七月に見合わせた。この間、天保五年一二月に善光寺町から出訴され、訴訟人らの主張の正否はともかくとして、大きく譲歩する形で同六年一〇月に内済し、その翌一月に停止を申渡した。翌七年以降の史料をみても、毎年の鑑札改の日程程度しか記されておらず、紬はといえば天保八年に仕法替していることが知られている。松代藩領を二分する主要産物の統制策は停滞期に入ったことは疑う余地がない。甘草・杏もまた木綿と同じく短期間で政策転換したが、それはとりもなおさず生産者側の反対の意思表示であった。領政機構は、木綿・紬・その他産物での相次ぐ不成功により遅滞している財政立て直しのため、幕末期に向かって、出直しの機会をうかがっていたものと考えられる。安政期の開港の影響もあって、木綿にしても紬にしても伸長著しかったとみえ、幕末期に産物会所が再編（慶応元年二三カ村に設置、その後追加）され、それまでの木綿師（三〇〇～四〇〇人）から、慶応元年には、木綿師・木綿中買・木綿小買（一〇〇〇人余）となったことが知られている。産物会所再編による出直し政策は、化政～天保期の木綿改所を含む産物会所政策の捲土重来の一環でもあった。

産物会所における木綿と紬の統制を統一的にみた場合、両産物とも化政期から動きがみえ始め天保期に山場を迎えて仕法替し、幕末期に再編成される。したがって、松代藩領の産物会所にとって天保期とは、幕末期の再編成に向けて経験すべきひとつの山場であったと考える。紬の産物会所再編については、すでに論考がだされているが、木綿についてどのように再編しどのように変容したかを問うことが今後の課題である。